

## 1 趣旨

地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)の一部改正に伴い、横浜市市税条例施行規則(昭和25年12月横浜市規則第80号。以下「規則」という。)の一部を改正しました。

## 2 改正の概要

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号。以下「改正法」という。)により、公金事務の私人への委託制度が廃止され、新たに指定公金事務取扱者制度が新設されました。これに伴い、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号。以下「改正令」という。)により、指定公金事務取扱者等の要件が新たに定められました。

これらの改正により、規則第7条の2(私人への徴収金の収納事務の委託)の定めが不要となったため、当該規定を削除しました(第7条の2)。

なお、改正法及び改正令で、令和8年3月31日までの間は、改正法及び改正令の施行の日の前日において現に公金に関する委託事務を行わせている者に従前のおり公金事務を行わせることができる経過措置が設けられたため、規則においても同様の経過措置を置くこととしました。

## 3 公布及び施行日

### (1) 公布日

令和6年3月29日

### (2) 施行日

令和6年4月1日